

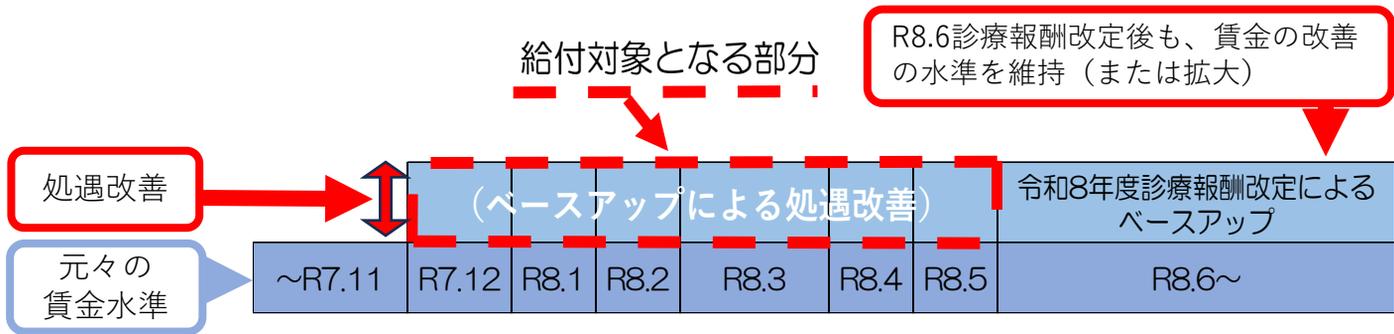
処遇改善支援給付金による賃上げパターン  
(原則、以下の賃上げ内容以外に給付金を活用できません)

**処遇改善支援事業の申請要件の一つとして、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があります。**

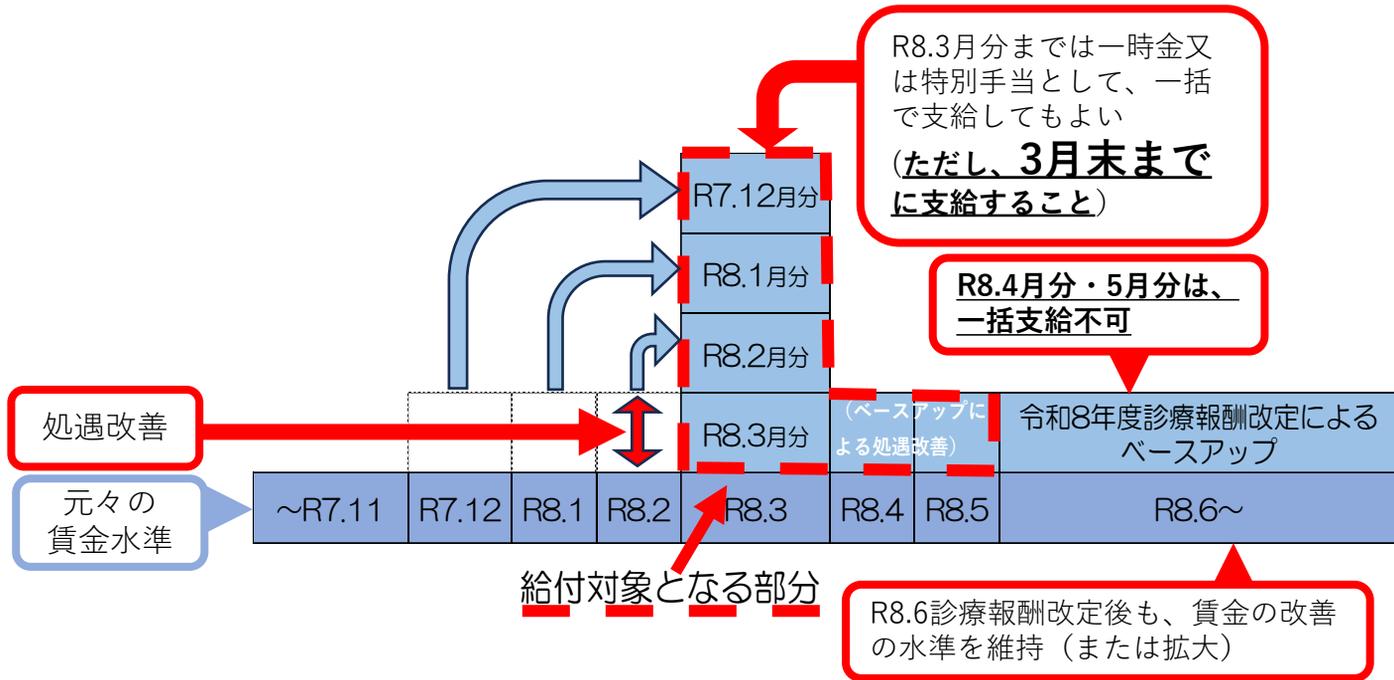
※薬局において、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

※医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

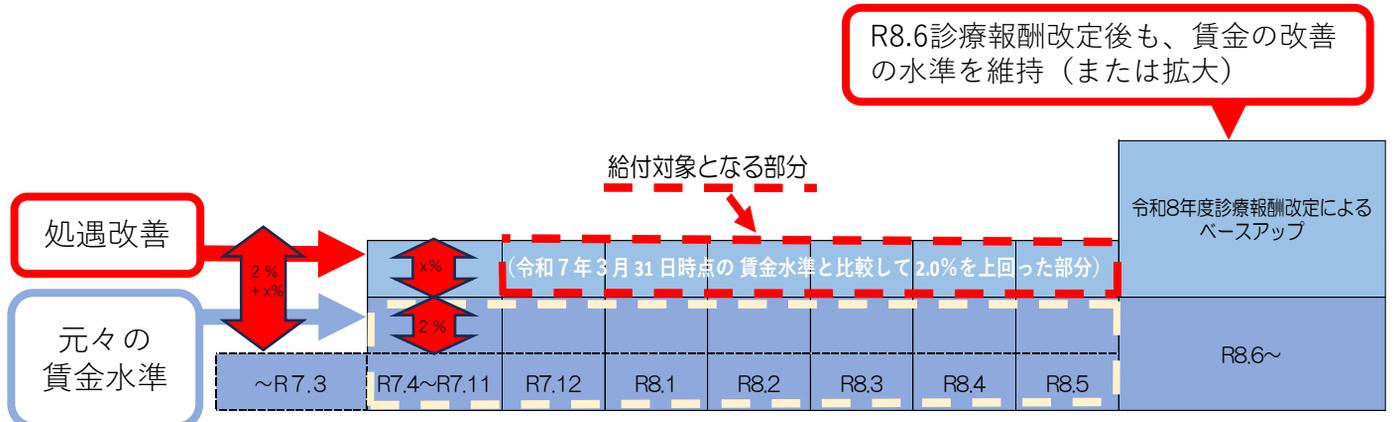
**【ベースアップを実施する場合】**



**【ベースアップと一時金等を組み合わせて実施する場合】**



**【令和7年4月からの賃金を令和7年3月末日までの賃金より2.0%以上ベースアップさせた場合】**



※いずれの内容でも、定期昇給による賃金上昇部分、診療報酬改定及び他の補助金等を財源としている部分に充てることはできません。